

平成23年 教育委員会第21回定例会 会議録

日 時 平成23年12月13日(火) 午後3時00分～午後3時52分
場 所 教育委員会室

議事日程

第 1 議案

【子ども支援課】

(1) 『議案第57号』千代田区立幼稚園使用条例施行規則の一部を改正する条例

第 2 協議

【指導課】

(1) 平成24年度 千代田区教育委員会の教育目標及び基本方針

第 3 報告

【子ども総務課】

(1) 教育事務に関する議案に係る意見聴取

(2) 第4回区議会定例会報告

【子ども支援課】

(1) 千代田区保育の実施に関する条例施行規則の一部改正

(2) 千代田区立こども園条例施行規則の一部改正

【指導課】

(1) 平成23年度 校(園)長・教育管理職等選考合格者

第 4 その他

【子ども総務課】

(1) 千代田区行政委員会委員の報酬のあり方に関する報告書

(2) 移動教育委員会(11月8日)

出席委員 (5名)

| | |
|------------|-------|
| 教育委員長 | 市川 正 |
| 教育委員長職務代理者 | 中川 典子 |
| 教育委員 | 古川 紀子 |
| 教育委員 | 近藤 明義 |
| 教育長 | 山崎 芳明 |

出席職員 (8名)

| | |
|--------------------------|--------|
| 子ども・教育部長 | 高山 三郎 |
| 次世代育成担当部長 | 保科 彰吾 |
| 参事(子ども健康担当) | 清古 愛弓 |
| 子ども総務課長事務取扱 子ども・教育部参事 | 高橋 誠一郎 |

| | |
|---------------|-------|
| 子ども施設課長 | 佐藤 尚久 |
| 子ども支援課長 | 依田 昭夫 |
| 児童・家庭支援センター所長 | 山下 律子 |
| 指導課長 | 坂 光司 |

欠席職員 (1名)

| | |
|------|-------|
| 学務課長 | 平井 秀明 |
|------|-------|

書記 (2名)

| | |
|------|-------|
| 総務係長 | 小宮 三雄 |
| 総務係員 | 成畑 晴代 |

市川委員長

それでは、開会に先立ちまして、傍聴者から傍聴申請があった場合は傍聴を許可することといたしますので、ご了承ください。
 それでは、ただいまから平成23年教育委員会第21回定例会を開会いたします。
 本日、平井学務課長はほかの公務のために欠席しております。
 今回の署名委員は、中川委員にお願いいたします。

日程第1 議案

子ども支援課

(1) 『議案第57号』千代田区立幼稚園使用条例施行規則の一部を改正する条例

市川委員長

それでは、日程第1、議案に入ります。
 初めに議案第57号、千代田区立幼稚園使用条例施行規則の一部を改正する規則につきまして、子ども支援課長から説明してください。

子ども支援課長

それでは、議案第57号、千代田区立幼稚園使用条例施行規則の一部を改正する規則でございます。10月25日に千代田区立幼稚園使用条例の一部を改正する条例等をご協議いただいて、これを受けまして、今回、議案として規則を提案いたします。

内容につきましては、お手元資料、千代田区立幼稚園使用条例施行規則の一部改正の概要についてご参照ください。こちらにつきまして、改正理由・内容が3番でございます。改正理由につきましては、昌平幼稚園に長時間課程を設けることにつきまして必要な規定を整備するものです。

主な改正内容といたしましては、1点目が「短時間保育」「長時間保育」を定義、2番目が短時間・長時間保育別の入園申込書及び入園許可通知書を新たに規定する、3番目が預かり保育の保育時間を新たに規定する、4番目が給食の実施及び給食費を新たに規定する、といったところでございます。

内容につきましては、新旧対照表をごらんいただきたいと思います。こちらの第2条第2項、別紙1になりますが、別紙1の入園申込書、こちらを規定させていただきます。第2条の第3項につきましては、別紙2、入園申込書（長時間保育用）といったものを規定させていただきます。第2条第3項につきましては、別紙3の許可書を規定させていただきます。

1枚おめくりいただきまして、第7条、こちらが預かり保育。こちらについて、昌平幼稚園の預かり保育についての規定をさせていただきます。

第8条、給食の実施についてでございますけれども、こちらも昌平幼稚園にて給食を実施するといった規定を設けさせていただきます。

なお、こちらの施行年月日ですけれども、平成24年4月1日から予定しております。

ご説明は以上でございます。よろしくご審議のほど、よろしくお願いいたします。

市川委員長 説明が終わりましたが、何かご質問、ご意見等ございましたら、お願いをいたします。

よろしゅうございますか。

（「なし」の声あり）

市川委員長 それでは、本件につきましては議案でございますので、採決をいたします。

賛成の委員の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

市川委員長 全員賛成でございますので、決定をいたすことにいたします。

日程第2 協議

指導課

（1）平成24年度 千代田区教育委員会の教育目標及び基本方針

市川委員長 それでは、日程第2、協議に入りたいと思います。

初めに、千代田区教育委員会の教育目標及び基本方針について、指導課長から説明をしてください。

指導課長 それでは、お手元に資料をお配りさせていただきました。教育目標関連でクリップでとめさせていただきましたが、同様の内容、つくりのものが2つございます。上のほうが本体になりまして、もう1部が、解説・説明用の資料でございます。つくりといたしましては、太字、ゴシックが追加・追記したもので、そして、見え消しで上から線が引いてあるものということで、そんな表記になっております。

今日、ご協議、ご検討いただく教育目標ですが、基本的な考え方としては、中・長期的な目標ということで、共育マスタープランのもとに千代田区教育委員会の教育目標を定めていただいております。そして、その年度ごと

の教育委員会の基本方針ということで、行政課題や教育課題あるいは世の中の情勢なども含めて若干手直しをしていくということで、基本方針について若干手直しをしていくというのが、これまでの手続きになっております。

来年度24年度につきましても、昨年度、この委員会で基本方針につきましては非常にきめ細かにご協議いただきまして、「てにをは」も含めて修正を加えていただきましたから、大きな変更はないということが基本でありますけれども、若干世の中の動きにあわせた部分で手を加えさせていただきました。現在の進捗状況ということで今日は報告をさせていただきます。まだ、文言が練られていないところも多いのですが、事務局で、今、こんなところで検討しているということで説明をさせていただきたいと思っております。

左上に、「*変更点等についての説明付」という四角囲みのタイトルがついている資料があると思います。教育目標の2部目に置かせていただいた内容でございます。

前後して恐縮ですが、今回の基本方針の大きな変更点といたしましては、児童・家庭支援センター関連の幼児療育の充実ですとか、就学前のプログラム、就学前教育に関する新幼児施設の開設等について加えている部分が大きくなっております。

具体的に申し上げますと、3ページの基本方針2の(5)、「障害のある幼児・児童」という冒頭から始まりまして、この後段については、幼児療育の拡充を進めていく方針ですので、この関連の内容を追記しております。それから、一番最後のページ、6ページの13番、ここにつきましては、今検討中であります千代田区としての就学前プログラムを踏まえてということや、昌平幼稚園、千代田幼稚園の新幼児教育施設開設に向けたねらい等々について触れている部分でございます。ここが今回一番大きなところかと思っております。

それから、前後して大変恐縮ですが、5ページ目の一番上ですが、基本方針4の(5)から流れてくるものですが、東日本大震災の影響ということで、節電の取り組みを促進するというくだりを「特に、」という接続でつなげておるところ。それから、同じ5ページの(8)、一番下の項目ですが、「特に、大規模震災等に備えた避難態勢の見直し」ということで、安全教育、防災教育について触れております。大規模災害等というのは、ご存じのとおり東日本大震災等との関連ということで、時期をにらんで、この点について加えさせていただいております。

それから、冒頭になりますが、2ページをごらんください。2ページの基本方針に、これは知・徳・体のバランスの良い教育を進めていきますという前提があるわけですが、その中での知育の部分でこれまでも文言整理を重ねてきたのですが、学校教育法で規定している学力の3要素について、言っていることは同じような内容ですが、この学校教育法に基づいた表記に

改めております。この3点が大きな変更点になるかと思えます。

あと、細かなところでは、3ページの一番上の項目、(2)に、外部人材との連携については3の(4)で触れているのでそちらに統合することや、中ほど7番目に、キャリア教育、進路指導の内容を少し強調してまとめているもの、そして、(9)は教員の資質向上に関連しての若手教員の育成のくだりなのですが、これについては、東京都の教員人材育成基本方針の中でもOJTの推進ということを提唱しておりますし、本区の教員養成の現在の取り組みも校内での研究を中心としたOJTを重視していくという流れがございますから、「特にOJTの手法」という文言を加えさせていただきました。

それからもう一枚めくっていただきまして、5ページ目の基本方針5の(6)でございますが、これも先ほど同様の手法がありましたけれども、いじめに関しては1の(2)において触れておりますので、ここの部分は削除するというような文言の整理も若干加えさせていただきました。こんな形で、現在、検討させていただいております。

今後の予定でございますが、今日初めて教育委員の先生方にごらんいただきましたので、少し時間をおきまして、次回の今月末の定例会でご意見がございましたらご指導、ご指摘いただければと思っております。最終的には、年明けまして1月の第2回目、月末の定例会で確定をお願いできればと思っております。

説明は以上でございます。

市川委員長

説明が終わりましたが、そして、最終的には、年明け1月の最終の教育委員会で決めたいというような説明もありましたが、とりあえず本日ごらんになって何かご質問等がありますれば、ご発言をお願いしたいと思います。

よろしゅうございますか。

中川委員

宿題にしてください。

市川委員長

それでは、私の発言が重複しますけれども、本件につきましては、次回の教育委員会で改めて協議をしまして、その次の定例会で議案として提出をいただいて、決定するという運びにしたいと思います。よろしく願いをいたします。

日程第3 報告

子ども総務課

- (1) 教育事務に関する議案に係る意見聴取
- (2) 第4回区議会定例会報告

子ども支援課

- (1) 千代田区保育の実施に関する条例施行規則の一部改正
- (2) 千代田区立こども園条例施行規則の一部改正

指導課

(1)平成23年度 校(園)長・教育管理職等選考合格者

市川委員長

それでは、次、日程の第3、報告に入ります。

初めに、子ども総務課長から報告をお願いします。

子ども総務課長

それでは、教育事務に関する議案に係る意見聴取でございます。これは2件ございまして、このうちの1件は、11月22日に行われましたさきの教育委員会定例会におきまして、平成23年第4回区議会定例会に追加議案として告示する前に、幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について区長から教育委員会に意見聴取がある予定である旨その場でお伝えし、内容・趣旨に相違がない場合は、教育委員会として異議がない旨の回答をすることにつきまして、事前にご承認いただいた案件でございます。

資料にありますとおり、平成23年11月22日付で区長から照会があり、同日付で区長あて回答いたしました。

こちらが1件です。

もう一件につきましては、物品調達に係る契約案件の件ございまして、こちらもさきの定例会で概略をご説明しましたが、具体的には麴町中学校の机・椅子の購入及び麴町中学校の棚・ロッカー・収納庫等の購入についての入札があり、その入札結果が議会にご議決いただきます契約議案となります。ただ、その入札日が、11月22日の定例会の後、11月24日の日が入札の日でございます。資料にありますとおり、平成23年11月24日付で区長からの照会がありました。それを、大変お忙しい中、事務局から各委員様あてに持ち回り決裁させていただきまして、区長あて回答したというものでございます。

本件に関しましては、説明は以上でございます。

市川委員長

教育事務に関する議案に係る意見聴取2件ございましたけれども、そのような報告を既にしているという報告でございます。

それでは、特にご意見等がなければ、次に移りたいと思いますが、よろしゅうございますか。

(「なし」の声あり)

市川委員長

では、次は、第4回区議会定例会の報告。お願いします。

子ども総務課長

それでは、さきの教育委員会定例会におきましては、区長の招集あいさつと子ども・教育部所管事項に関する質問の事項についてのご紹介までしたところでございます。本日は、お手元の資料にございますとおり、代表質問と一般質問の質疑の概要についてご報告申し上げます。

代表質問は3つの会派から出されたところでございます。

1ページをごらんください。新しい千代田のはやお恭一議員からは、子育て施策についてのお尋ねがありました。次世代育成担当部長から、麴町保育園の整備についての区の取り組みについての基本姿勢、三番町の仮園舎の活用方針等についてご答弁申し上げたところでございます。詳細は後ほどごら

んいただければと思います。

ページをおめくりください。2ページから4ページにかけて、ちよだの声の小林たかや議員から、中学校選択制の再検討と修繕計画について、九段中等教育学校について、日比谷図書文化館の活用についての3件の質問がございました。中学校の選択制につきましては、教育長から、これからも2校の特色化をさらに推進していくこと、入学希望者の偏りはさまざまな要因があって起こるものであり、学校選択制の再検討は、現時点では考えていないことをお伝えしたところでございます。また、校舎の修繕計画については、学校施設整備計画の基礎調査をまさに平成23年度に取り組んでいるところであり、そういった計画を進めている旨、お伝えいたしましたところでございます。また、子ども・教育部長からは、九段中等教育学校の開校後これまでの実績、大学進学等、進路状況についての概況、学校運営経費の試算額と現在の決算の比較についての質問についてご答弁申し上げました。中でも運営経費の試算額と現在の決算額の比較はほぼ予想どおりに経費執行がなされている旨、説明しました。そして、日比谷図書文化館は区立小中学校等の教育活動に活用していきますという旨、ご答弁申し上げました。

5ページをお開きください。民主党の小枝すみ子議員からは、発達障がい児支援体制について質問がありました。次世代育成担当部長から、質問の趣旨に沿いまして、この10月に中間のまとめを行いました千代田区発達支援における療育事業検討会で決せられました内容の詳細、方向性をお伝え申し上げました。

以上3名の方からが代表質問の概要でございます。

次に6ページをごらんください。一般質問として、新しい千代田の安岡けんじ議員から、特色ある教育活動とスクールライフサポーターについて質問がありました。教育長から特色ある教育活動の意義、目的と効果、そして、今後の取り組み姿勢についてご答弁申し上げました。また、子ども・教育部長からは、スクールライフサポーター事業の背景・特色についてご説明申し上げ、スクールライフサポーターの選考基準についての考え方、今後の方向性についてお答えいたしました。

最後になりますが、8ページをごらんください。共産党の一般質問として、飯島和子議員から放射線低線量内部被曝について質問がありました。こちらは教育委員会関係で答弁したのではなくて、放射線対策に全体的に対応しております危機管理担当部長から、これからも放射線測定については継続実施していく旨お答えし、あわせて給食についても継続的に監視していく旨、ご答弁申し上げたところでございます。

甚だ簡単ではありますが、議会での質疑についての概略、ご報告申し上げます。

説明が終わりましたが、何かご質問等があればお願いしたいと思います。どうぞ。

市川委員長

特によろしゅうございますか。

(「なし」の声あり)

市川委員長

それでは、次の案件に移りたいと思います。

次は、子ども支援課長から報告がございます。お願いします。

子ども支援課長

千代田区保育の実施に関する条例施行規則等の一部改正に基づきまして、ご説明いたします。

まず、改正規則でございますが、千代田区保育の実施に関する条例施行規則並びに千代田区立こども園条例施行規則でございます。

改正箇所については、資料1、資料2、新旧対照表がついております。

改正の主な内容でございますけれども、まず、千代田区保育の実施に関する条例施行規則ですが、こちらにつきましては、入園申込書に保護者の同意事項を追加するというところでございます。資料1を1枚おめくりいただくと、新たな改正後の入園申込書がついております。1枚おめくりいただくと、現行のものというところでございます。こちらにつきましては、下の欄の同意事項、こちらが変更といったところでございます。

続きまして、千代田区立こども園条例施行規則でございますけれども、こちらは、資料2をご参照いただきたいと思っております。こちらも入園申込書に保護者の同意事項を追記させていただいております。こちら、おめくりいただくと、改正後の新たなこちらは長時間保育用でございます。こちらの同意事項が新たに追加された形です。1枚おめくりいただくと、旧、現行のこども園入園申込書でございます。もう1枚おめくりいただくと、こども園入園申込書、こちらは短時間保育用でございます。

条文の文言整理もさせていただいているところでございます。適用年月日は、平成24年4月入園申込分から適用と。公布年月日ですが、平成23年11月15日ということでございます。

説明は以上でございます。

市川委員長

説明が終わりましたが、何かご質問等あればお願いをいたします。

前にも1回、何か同意事項でやったね。あれは何だっけ。忘れちゃったけど。

子ども支援課長

幼稚園の部分です。

市川委員長

ああ、幼稚園の。

子ども支援課長

はい。こちらは、保育園とこども園の長時間が、同じような形で改正になったということ。

市川委員長

これで、施設種類別に、同意事項を全部記載してもらおうと、そういうことになるわけですね。

子ども支援課長

はい。

市川委員長

そういう意味でございます。私だけが忘れていたのかもしれませんが。

よろしゅうございますか。

(「なし」の声あり)

市川委員長
指導課長

それでは、次に、指導課長から報告をお願いいたします。

それでは、教員系の昇任選考の結果が発表になりましたので、簡単に報告をさせていただきます。

お手元に、東京都教育委員会人事部が速報ということで発表した資料を、参考に添付させていただきました。

まずはA選考につきましては、指導主事に任用する職員の選考枠でございますけれども、おおむね1.3倍程度の形で受験がなされまして、合格者55名出ておりますが、本区からの受験者はありませんでした。B選考、これは小中学校、高校の副校長を任用するための選考でございます。校種をまたいでですと、大体1.2倍の倍率になっておりますが、本区の速報値ということで、手書きで数字を入れさせていただきました。小学校については3名受験し、3名とも合格することができました。中学校については、受験1名ですけれども、合格者は出ておりません。

なお、C選考ですが、C選考は50歳以上58歳未満で、主幹教諭3年以上の経験を要する者を即戦力として副校長に登用する制度でございます。条件の中でかなう人物を同一地区で副校長として採用する場合に、地区教育委員会から推薦をしまして選考するものでございます。本区においては、今回は該当者なしということで取り扱っています。

裏面に校長職関係が載っておりますけれども、小学校につきましては、今回4名受験いたしまして、その半分の2名が一次を通過したのですが、最終的に合格したのは1名のみとなっております。また、中等教育学校後期課程から1名受験して、合格1名ということになっております。

それから、資料には載っておりませんが、幼稚園長候補として3名の受験がありましたが、合格1名ということで結果が出ております。

なお、教育委員の皆様の机上には、本区の合格者名簿ということで、所属と氏名を記載したものを配らせていただいております。

説明は以上でございます。

市川委員長

説明が終わりましたが、何かご質問等があればご発言をお願いいたします。

特によろしゅうございますか。

ここでそういうことを聞くのは見当違いかもしれないんですけど、例えばB選考は小学校の場合1.1倍、ほかも押しなべて1.何倍ですよ。そういうことに対して、例えば指導課長の集まりなどで、何か意見なんかは出ないんですか。もう少し選考したらどうかとか、そういう試験をやる意味合いはどうなんだとあって、そういうような意見は出ないんですか。

指導課長

それぞれ、非常に重要な職責を担うポジションの選考ですので、資質・能力の高い職員が要求されると思われませんが、この倍率でなかなか適任者を的確に精査していくのは、現状としてはかなり厳しいのではないかという課題は出ています。

各地区で当該年度の受験者の開拓ということは当然やるわけですが、当該年度だけではなくて、中期的と言えるかどうかはわかりませんが、数年のスパンで候補者を早い段階から育成し、意欲を高めさせて、学校の教育指導で力を発揮する教員が当然いて良いわけですが、その学校教育全体をコーディネートする立場あるいは複数の学校を対象にカリキュラム開発などを含めて、新しい情報を与えながらアドバイスできる仕事のおもしろみといいますかダイナミックさも含めて、啓発する必要があるだろうということで取り組んでおります。しかし、なかなかどの業界も管理職のなり手がなく、管理職を嫌うというんでしょうか避けるという風潮はどの業界でもあるようですけれども、教育の現場でも同じような傾向がありまして、子どもたちの健やかな成長・学びを確保していく上でもこれは非常に大きな課題とは認識しております。ただ、即効性のある解決策がちょっと踏み出し切れていないというのが現状であります。

市川委員長

これ、本区の場合だけに限って見ても、A選考の場合15人が受験して1名しか合格しなかったと。それから、B選考なんかの場合はかなり入っているわけですが、これ、どのくらい受験勉強というか、時間を割くものなんですか。かなり一生懸命やらないと、受からないということなんですか。

指導課長

以前は、論文、教育論文の仕上がりも大事な要素という考え方がありましたけれども、業績評価に基づく日々の実践をどう評価していくかということで、選考の視点も何をどう実践してきたかというところを評価しようという視点には変わってきていると思います。

そうはいても、管理職になれば、文書をつくったり発信したりするお役目もありますから、文書作成、表現力も必要な要素とは思いますが。本区の場合では、5月ぐらいから、校園長会が中心になりまして、勉強会、論文を書く勉強だけではなくて、教育課題のとらえ方や考え方も含めて、校長会が主体となって指導・育成しております。

これまで教育委員会事務局がそういった養成にかかわることについては、選考する立場にも事務局がなりますので、つかず離れずと言ったらちょっと表現がよくないかもしれませんが、余り深い関与はしてこなかったところがあります。ただ、人材の開拓ですとか受験者への指導・支援という部分では、少し考え方を改めて、教育委員会事務局も協力する、積極的に協力することも今後必要かなとは思っております。

ちなみに5月から勉強会が始まるのですが、教育長にも1回講演にお出ましいただきまして、教育行政の考え方ですとか千代田区の教育のあり方について、直接、受験者を含めて、教育課題を勉強したいという先生方に指導していただく機会も設けているところはあります。そういった部分もこれからどう充実していくかということは、検討の必要があるとは思っております。

市川委員長

いや、実は、本区の出身の教育委員の、もう昔やめた先生なんですけど、何とかならないものかねというふうな話を聞いたものですから。いや、千代

田区だけの話じゃなくてね。東京都全体として、校長先生になる前の副校長先生になるのも、先ほど説明があったようになかなか受験をしないというようなことというのは、何か良い対策というのではないんですかね。それだけ魅力がないんですかね、なんて皮肉られたものですから。今度チャンスがあったら、どういうことになっているのか一遍伺っておきましょうと言ったものですから、質問したんです。

ただ、1.1倍だとか1.何倍というのは、やっぱり考え物じゃないんでしょうかね。何か、考え直さないといけない。これは事務職もそうなんですよ。そうですね。

教 育 長
市川委員長

管理職選考ですね。今は皆、嫌がって。

ええ。そうですね。そういう選考をやる 選考って、試験みたいなことをやることの意味ってのは、ねえ、やっぱり考えなきゃいけない。受験勉強もしなきゃいけないんでしょうし。そういうものがあるとすればね。まあ、余計なことを申しあげましたけれども、例えばそういうことを心配されているOBの先生や教育委員の先生もいらっしゃるの。難しいですなどは一応答えておいたんですけど。

中 川 委 員

基本的なことを知らなくて申しわけないんですけど、このA選考の中に一般区分と推薦区分というのが分かれていますよね。

指 導 課 長

はい。

中 川 委 員

それで、推薦区分というのには、一次合格者というのはないのですけれども、最終合格者数というのが25人となっていて、受験者数より少ないということは、推薦区分の中でも落ちた人がいるということですか。

指 導 課 長

はい、そのとおりでございます。一般区分については、いわゆる通常の選考の形なんですけど、推薦区分というのは、非常に平たく乱暴に言いますと、本区の教育委員会事務局で指導主事として活用したい人材であるから、教育委員会が推薦するので、採用してほしいという推薦書を付して、都教委にお願いする、選考をお願いするものです。

選考内容については、優遇措置といいますが、面接を中心としたものに切りかわっていくわけですけども、そういう形で推薦した方でも、適性を見きわめて、合格者を決定していくということで、先ほど中川委員からご指摘あったように、不合格になる場合もあるということで、こういう数字になっています。

市川委員長

よろしゅうございますか。

中 川 委 員

はい。

(合格者名簿 回収)

日程第4 その他

子ども総務課

(1) 千代田区行政委員会委員の報酬のあり方に関する報告書

(2) 移動教育委員会 (11月8日)

市川委員長

ほかに特になければ、その他事項で報告があれば、どうぞ。各担当課長さん、部長さん、どうぞ。

子ども・教育部長

お手元に、千代田区行政委員会委員の報酬のあり方に関する報告書という資料がございます。

この報告書は、検討委員会が開かれまして、区長に提出されたものでございます。この取り扱いにつきましては、この検討委員会から報告されたものに対して、区として判断をいたしまして、議会に提案していくこととなります。

この報告書の内容について若干お話をしたいと思っておりますので、一番最後のページの表をごらんください。表の一番上段、1番、千代田というところをごらんください。この報酬の検討会は、ここにありましており、教育委員会委員、選挙管理委員会委員、監査委員、この行政職3職種につきまして検討を行ったものでございます。現行の報酬は、千代田で、教育委員は委員長として31万2,000円、委員25万円、選管委員も同様、そして、監査委員につきましては31万2,000円と。議員選出は別として、このようになっております。

これにつきまして、区長から、本年の1月、抜本的な見直しをいただきたいということで、これまでの、これは31万2,000円という報酬でございますが、報酬だけに限らず見直していただきたいということで資料の9ページの5人の委員のもと検討委員会が設置され、8ページの第1回から第8回にわたって検討がなされました。

報告書につきましては、報告書の2ページ、3ページをご覧ください。

教育委員会委員につきましては、月額固定給と、それぞれ教育委員会等行事に出た場合の日額と、併用で行う。そして、選挙管理委員につきましては、日額のみ、1回出れば幾らというだけ。基本給はございません。監査委員につきましては、教育委員同様に月額と日額による。

そして、3ページが報酬の額でございます。教育委員、委員長が月額10万4,000円に対し、プラス、日額として1回、さまざまな行事に出ていただければ3万円。委員につきましては、月額8万4,000円に日額2万5,000円という数字が出ております。これはおよそ、月額といたしますと、今までの3分の1ということでございます。ただしそこに日額が入ってくる。選管委員につきましては、日額、委員長が3万円、委員が2万5,000円ということです。監査委員につきましては、教育委員の倍の20万8,000円が月額で日額3万円と。これ、日額については、教育委員、監査委員も変わりません。この報告につきまして、各委員の職責等の重要性に鑑み、このような結果が出されております。

報告書は以上でございます。ただし、これに関しまして、区長部局より教育委員会事務局あてに教育委員さんのご意見を伺って頂きたいという依頼が

ございましたが、我々といたしまして、教育委員会事務局としては、教育委員さんに自らの報酬についてご議論いただくのは甚だ失礼であります。したがって、教育委員会事務局としてきちんと判断をし、ご報告をするということで、過日、事務的ではございましたが、政策経営部のほうに報告をいたしました。

私どもの考えは、教育委員さんにおかれましては、20年に行われました地公行法（地方教育行政の組織及び運営に関する法律）の改正により、より教育委員会の責務と独立性が高まったこと。そして、昨今に見られるように、教科書選定等に当たっても、委員会以外のかんりの事実上調査研究という職務もあるというような観点から、監査委員と教育委員は何らその職務の重さにつきまして、差異はないという結論を回答しております。政策経営部は、口頭で申し上げますが、その旨了解をしております、今後この意見を踏まえて、区としては判断しますので、報酬額についてはここに記されておりますけれども、教育委員の報酬につきましては特に流動的でございます。今後区長として判断してまいります。なお、併用制という報酬の形態につきましては、監査委員と同様、このような形がなされるかと考えております。

なお、また1月に、議案として提出される前に、皆様にご報告をさせていただく予定であります。よろしくお願ひいたします。

教育委員会におきまして、委員さんのご意見も聞かずにそのような形で事務処理をしておりますことを、まずおわびいたします。

市川委員長

おわびされるようなことじゃないんじゃないですか。意見を聞くほうがちょっと、どうかと思うね。

子ども・教育部長

はい。私どものほうも、このような失礼な話はできないということで。

市川委員長

失礼かそうじゃないかは、それはともかくとしてね、本人たちにかかわる案件ですからね。自分のことにかかわるものについては、退席するというのが地公行法（地方教育行政の組織及び運営に関する法律）の建前ですからね。

子ども・教育部長

そのような形で処理をさせていただきました。

市川委員長

ですから、部長から頭を下げられる理由は、全くないですな。頭を下げていただきたいのは、そういうことを言い出した人じゃないですか。何を考えているんだと。

子ども・教育部長

他区にも、まだ、そういう日額導入というのは若干ありますが、非常に少のうございますので。

市川委員長

ということでよろしゅうございますか。

どうぞ。

中川委員

ちょっといいですか。

まず、私が教育委員をお引き受けしたときに、報酬のことは頭に全然なかったんですね。千代田区の教育に対して、今までやってきたことを何かかかせたらすごくうれしいということでさせていただいたので、額については、

本当に知らなかったんです。それで、させていただいてよかったんですけども、この日額という部分に対して、私なんかは、やっぱり、現場を見なきゃいけないというふうに思っていますので、いろんなところに出過ぎるかもしれないし、この日額というようになるなら、どこまでというのはそちらで決めておいていただきたいです。その方が自由に動けます。

市川委員長
子ども・教育部長

日額というのは、正式の委員会に出席した分ですか。

私どもの考える日額というのは、正式な教育委員会が月に2回、そして、調査研究という部門では、例えば教科書選定みたいな形のときの調査研究というのが2つ目。そして、3つ目といたしまして、学校行事を中心としたさまざまな催し物にご参加いただく。この3段階に分かれると思います。私どもも、政策経営部との議論のときに申し上げましたが、何回出たから幾ら入るといような、日額によって自分の報酬を計算できるような報酬の決め方はよろしくないのではないかといいようなことも申し上げました。しかしながら、より効果的な報酬にしたいということもございますので、それらにつきましては、意見としては聞くけど、この方針でいきたいと。

ただし、今申し上げました委員さんとしての活動の3段階におきまして、すべてここに定めているような日額では、皆様に今度お願いする私どものほうがしづらい。今日のこの教育委員会と、今後の例えば同じ3万円とかいようなことだと、なかなか皆さんにも気分的にも嫌な思いをさせますので、私どものほうでその3段階に分けて、どのような形で報酬、日額になった場合でもどのような形にするかは政策経営部と協議をしてみたいと思います。

ただし、この報酬額につきましては、教育委員さんだけではございません。議員の報酬もございまして、さまざまな形で、トータルでこの報酬という、今までは議論がなされてまいりましたので、今、行政委員さん3つだけ取り出すと、いろんな影響が今後出てくるということも、議員さんも含めて出てくることも予想されますので、我々としては、行政委員さんはある程度歩調を合わせた形の報酬の組み方をしておきたいというように思っております。

中川委員

これ、私は、額は少なくともいいですので、固定にさせていただきたいというのが私の個人的な希望です。

子ども・教育部長

わかりました。

市川委員長

まあ、本件につきましては、最初にも申しましたように、事務局で適宜適切に判断してやっていただくのが本筋かと思えますね。

子ども・教育部長

はい。

市川委員長

よろしゅうございますか。

子ども・教育部長

ただいまいただいたご意見も、改めてその担当に、事務局として申し伝えます。

市川委員長

ほかにはいかがですか。どうぞ。

